

私立幼稚園の利用定員見直しについて

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

1. 認可定員と利用定員

認可定員とは、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の設置にあたり、県に認可もしくは認定された定員のことで、

利用定員とは、子ども・子育て支援制度における施設ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、認可定員の範囲内で、市が定める定員のことで、定員を定めたうえで、給付の対象となることを確認し、施設へ給付費（委託料等）を支払います。

2. 利用定員の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が特定教育・保育施設の利用定員を設定する場合、認定区分（※）ごとに、子ども・子育て支援事業計画の確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

※認定区分

- 1号認定：満3歳以上の教育を希望する子ども
- 2号認定：満3歳以上の保育を希望する子ども
- 3号認定：満3歳未満の保育を希望する子ども

3. 利用定員の変更

令和6年4月1日から、私立幼稚園1施設が利用定員の変更を予定しています。

施設名	野間自由幼稚園				
変更内容	利用定員の減少				
利用定員		1号認定（教育）			合計
		3歳	4歳	5歳	
	変更前	35人	35人	35人	105人
	変更後	30人	30人	30人	90人
	増減	△5人	△5人	△5人	△15人
変更理由	利用園児数減少のため変更				
利用実績	R 3	R 4	R 5	R 6（見込）	
※4月1日現在	102人	90人	90人	88人	